

無料
相談

弁護士・専門担当者が無料で相談に応じます。
医療機関も紹介します。昔浴びたアスベストによっ
て、苦しい思いをしている皆さん、遺族の
皆さん。様々な救済の道があります。遠慮なく
ご相談ください。

アスベスト110番



054 (287) 1293

054 (287) 3395 (当日限)

12/21 土

時間

10:00~15:00

こんな自覚症状のある方

せき・たん・どうき・息切れ、呼吸困難、胸痛、脱力感など。

こんな診断をされた方

石綿肺・肺がん・中皮腫・胸水・胸膜肥厚・じん肺・間質性肺炎・胸膜炎・肺線維症等

こういう仕事をしていませんか？

建築物の内装工・断熱工・保温工・塗装工・タイル工・左官・大工・
溶接工・配管設備工・空調設備工・ガラス工・築炉工・機械工・はつ
り工・内装工・清掃・鉄骨工等々

アスベスト被害

労働者の方は労災に、一人親方や仕事以外で『アスベ
スト』を吸った人は『アスベスト救済法』で救済されま
す。亡くなった方の遺族補償も請求できます。

認定された方で、建築関係の仕事をした方は、
国の建設アスベストの給付金が受けられます。

(裏面に詳細があります)



静岡アスベスト被害対策連絡会議 事務局 静岡市葵区黒金町55番地

TEL 054-287-1293

静岡交通ビル3階 静岡県評内

静岡県働く者の安全と健康を守るセンター

1 労災保険による補償

被災労働者や労災保険に特別加入していた一人親方等の事業主で、業務上、アスベストにばく露され、石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚のアスベスト関連疾患に罹患し、療養し、休業し、不幸にして死亡した場合、労災保険の対象となり、労災保険で次の給付を受けることができます。

(1) 療養補償給付

石綿疾患に罹患し、病院で治療を受けたとき、治療費の全額が支給されます。

(2) 休業補償給付

石綿疾患に罹患し、休業したとき、4日目から休業1日につき給付基礎日額の60%が支給されます。あわせて、社会復帰促進等の福祉事業として、給付基礎日額の20%が休業特別支給金として支給されます。

(3) 遺族補償給付

被災労働者が石綿疾患に罹患し、不幸にも死亡した場合、そのご遺族に遺族補償給付がなされます。遺族補償の受給資格者は被災労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、被災労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた者ですが、支給される順位が決まっています。被災労働者の死亡当時、遺族補償年金を受給する要件を満たさないときは、給付基礎日額の1000日分が遺族補償一時金として受給権者に支給されます。

(4) 葬祭料

葬祭を行った者に対して葬祭料が支給され、その額は、次のうち、いずれか高い方の額となります。

- ① 31万5000円+給付基礎日額の30日分
- ② 給付基礎日額の60日分

2 石綿健康被害救済法による給付

石綿関連疾患に罹患した方とそのご遺族で労災保険の対象とならない場合、独立行政法人環境再生保全機構が石綿健康被害救済法に基づく救済をしています。医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金、特別葬祭料、救済給付調整金が支給されます。

3 泉南工場型の国との和解手続による救済

2014年10月9日、大阪泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判所の判決がなされ、アスベスト被災者に対する損害賠償請求が認められ、この判決で損害が認められた被災者と同様の作業を行っていた石綿工場の元労働者やそのご遺族についても、国は訴訟上の和解により、損害賠償金を支払う旨表明しました。

静岡県の場合は、被災労働者やそのご遺族が静岡地方裁判所に国を被告として損害賠償請求の訴を提起することが必要になり、国はこの訴訟の和解手続の中で和解をし、それによって損害賠償金を支払うというものです。

和解の要件は次のとおりとなっています。

- (1) 昭和33年(1958年)5月26日から昭和46年(1971年)4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、労働者として石綿粉じんばく露する作業に従事していたこと。
- (2) 石綿関連疾患(石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚など)に罹患したこと。
- (3) 提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

そして、次の場合でも対象となります。

- (1) 労災保険や石綿救済法による補償を受けている方も対象となります。補償を打ち切られたり減額されたりすることはありません。
 - (2) 労働者として働いた期間が上記(1)の一部の期間であっても対象となります。
 - (3) 被害者が既に死亡している場合は、遺族の方が請求できます。
 - (4) 雇用されていた会社(事業場)が既に廃業・倒産していても構いません。
 - (5) 石綿工場で石綿取扱作業に従事していた従業員だけでなく、石綿工場の作業場に継続的に立ち入り相当時間作業していた運送会社の従業員なども対象となります。
 - (6) 断熱材や保温材として石綿が使用された様々な工場(例えば、化学繊維工場や自動車整備工場、電車車両製造・修理工場など)で働いていた方が、救済対象となる可能性もあります。
- 又、和解により支払われる損害賠償金(慰謝料)は次のとおりとなっており、これに10%の弁護士費用が加算されます。

(1)じん肺管理区分の管理2で合併症がない場合	550万円
(2)管理2で合併症がある場合	700万円
(3)管理3で合併症がない場合	800万円
(4)管理3で合併症がある場合	950万円
(5)管理4、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚の場合	1150万円
(6)石綿肺(管理2・3で合併症なし)による死亡の場合	1200万円
(7)石綿肺(管理2・3で合併症あり又は管理4)、肺がん 中皮腫、びまん性胸膜肥厚による死亡の場合	1300万円

4 建設アスベスト型の国に対する給付金申請による救済

建設現場で働き、石綿関連疾患に罹患した被災労働者やそのご遺族に対しましては、建設アスベスト訴訟の令和3年6月9日付最高裁判決の確定により、国は「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」を制定し、給付金の支給をしています。

受給要件は次のとおりとなっています。

- (1) 昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの間に、一定の屋内作業場で建設業務に従事していた労働者や、一人親方・解体工・中小事業主(家族従事者等を含む)吹付作業の場合は昭和47年10月1日から昭和50年9月30日まで
- (2) その結果、石綿肺、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水といった石綿関連疾病を発症した方
- (3) 石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日(石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日)から20年以内に請求すること

国からの給付金(慰謝料)は次のとおりとなっています。

(1) 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
(2) 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
(3) 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
(4) 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
(5) 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1150万円
(6) 上記(1)及び(3)により死亡した者	1200万円
(7) 上記(2)、(4)及び(5)により死亡した者	1300万円